

青森県報

第二千八百六十六号

平成十九年
十二月五日
(水曜日)

目次

告 示

- 介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一
- 介護保険法による居宅介護支援事業者の指定……………(同) ……一
- 介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……二
- 保安林の指定……………(林政課) ……二

公 告

- 県営土地改良事業計画変更の決定……………(農村整備課) ……三

雑 報

- 宅地建物取引主任者資格試験の合格者……………(建築住宅課) ……三

告 示

青森県告示第八百十五号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十九年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第八百十六号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十九年十二月五日

氏名又は名称	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	居宅サービス事業を行う		指定年月日
			名称	所在地	
株式会社社工	十和田市西十三番町四の二八	訪問介護 訪問入浴	JA十和田市ホームヘルプサービス「きずな」	十和田市東一番町六の五一	平成一九・二・二
株式会社社工	十和田市西十三番町四の二八	通所介護	JA十和田市デイサービスセンター「きずな」	十和田市東一番町六の五	"
株式会社社工	十和田市西十三番町四の二八	福祉用具貸与、特定福祉用具販売	JA十和田市福祉用具センター「きずな」	十和田市東一番町六の五一	"
有限会社さくら会	五所川原市金木町川倉七夕野八の三六七	訪問介護	さくら園ヘルパーステーション	五所川原市金木町川倉七夕野八の三六七	一九・二・二〇
社会福祉法人みやぎ会	八戸市大字売市観音下三の二	訪問介護 訪問入浴	介護施設とわだ	十和田市大字洞内字長田六〇の六	"
社会福祉法人みやぎ会	八戸市大字売市観音下三の二	訪問看護	訪問看護ステーション	十和田市大字洞内字長田六〇の六	"
株式会社げんき交通	青森市大字新城字山田四五三	訪問介護	訪問介護ステーション「げんき」	青森市大字新城字福田三一九	一九・二・三
有限会社いこい福祉舎	弘前市大字石川字原田九の五	訪問介護	訪問介護ステーション「いこい」	弘前市大字石川字原田九の五	一九・二・二〇

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名 称	株式会社工コ	主たる事務所の所在地	名 称	J A 十和田市居宅介護支援事業所「きずな」	所在地	十和田市東一番町六の五一	年月日	平成一九・二・二
居宅介護支援事業を行う事業所	名 称	社会福祉法人みやぎ会	八戸市大字売市字観音下三の二	名 称	介護老人保健施設とわだ	所在地	十和田市大字洞六内字長田六〇の六	年月日	一九・二・二〇

青森県告示第八百十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第百十五条の九第一号の規定により公示する。

平成十九年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	株式会社工コ	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス	名称	J A 十和田市ホームヘルプセンター「きずな」	所在地	十和田市東一番町六の五一	指定年月日	平成一九・二・二
		株式会社工コ	十和田市西十三番町四の二八	介護予防訪問介護			J A 十和田市デイサービスセンター「きずな」		十和田市東一番町六の五		"
		株式会社工コ	十和田市西十三番町四の二八	介護予防訪問介護			J A 十和田市福祉用具センター		十和田市東一番町六の五一		"

青森県告示第八百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり森林を保安林として指定するので、同法第三十三条第六項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十九年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 保安林の所在場所

西津軽郡鰐ヶ沢町大字裡里町字有原二八の一、二八の二、二八の六、二八の一〇から二八の一の六二まで、二八一の六六から二八一の二一六まで、二八一の二七から二八一の二五〇まで、二八一の二五三から二八一の二六六まで

二 保安林指定の目的

土砂の流出の防備

社会福祉法人みやぎ会	八戸市大字売市字観音下三の二	介護老人保健施設とわだ	十和田市大字洞六内字長田六〇の六	一九・二・二〇
社会福祉法人みやぎ会	八戸市大字売市字観音下三の二	介護老人保健施設とわだ	十和田市大字洞六内字長田六〇の六	"
社会福祉法人みやぎ会	八戸市大字売市字観音下三の二	介護老人保健施設とわだ	十和田市大字洞六内字長田六〇の六	"
株式会社げんき交通	青森市大字新城字山田四五三	訪問介護センター「きずな」	青森市大字新城字福田三一九	一九・二・二三
有限会社いこい福祉舎	弘前市大字石川字原田九の五	訪問介護センター「いこい」	弘前市大字石川字原田九の五	一九・二・三〇

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 主伐に係る伐採種は、定めない。
- 2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課及び鱒ヶ沢町役場に備え置いて縦覧に供する。)

公 告

県営土地改良事業計画変更の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、浪岡地区の県営土地改良事業（農村振興総合整備事業（農業用排水施設整備））計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、次のとおり縦覧に供する。

平成十九年十二月五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書の写し

二 縦覧の期間

平成十九年十二月六日から平成二十年一月九日まで

三 縦覧の場所

青森市役所

雑 報

宅地建物取引主任者資格試験の合格者

平成十九年十月二十一日実施した宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第十六条の二第一項の規定による青森県知事の委任に係る宅地建物取引主任者資格試験に合格した者の氏名を次のとおり公告する。

合格者は五十問中三十五問以上正解の者とする。ただし、宅地建物取引業法第十六条第三項の規定により試験の一部を免除された者は四十五問中三十問以上正解の者とする。

平成十九年十二月五日

財団法人不動産適正取引推進機構理事長 望 月 薫 雄

受験番号	氏名	受験番号	氏名
〇二〇一〇〇〇一	橋本 大輔	〇二〇一〇一〇一	岩間 奈穂美
〇二〇一〇〇〇七	佐野 弘和	〇二〇一〇二〇四	川戸 邦彦
〇二〇一〇〇一三	斎藤 貴広	〇二〇一〇三〇三	矢倉 可奈子
〇二〇一〇〇一五	四ツ谷 末藏	〇二〇一〇三〇六	佐羽内 裕亮
〇二〇一〇〇一六	高橋 幸雄	〇二〇一〇五〇〇	佐々木 大地
〇二〇一〇〇一八	若松 隆三	〇二〇一〇八〇八	三上 知之
〇二〇一〇〇三三	成田 幸輝	〇二〇一〇八〇九	山本 久美子
〇二〇一〇〇三七	西田 弘子	〇二〇一〇九〇三	吉田 源一郎
〇二〇一〇〇四二	山西 智史	〇二〇一〇九〇四	山口 一久
〇二〇一〇〇四五	石岡 明洋	〇二〇一〇九〇七	鶴谷 和久
〇二〇一〇〇五五	赤平 裕記	〇二〇一〇九〇二	福士 和也
〇二〇一〇〇五九	山田 正和	〇二〇一〇九〇五	寺澤 裕也
〇二〇一〇〇〇〇	七尾 嘉信	〇二〇一〇九〇八	小田 賢一
〇二〇一〇〇〇一	蛸島 秀樹	〇二〇一〇九〇九	飯塚 智丈
〇二〇一〇〇〇六	中村 修悦	〇二〇一〇九一二	磯谷 征司
〇二〇一〇〇〇八	成田 貴文	〇二〇一〇九一九	市沢 哲雄
〇二〇一〇〇一四	坂野 智恵子	〇二〇一〇三三四	柏崎 浩友

○	○	○	○	○
二	二	二	二	二
一	一	一	一	一
五	五	五	五	五
〇	〇	〇	〇	〇
九	九	八	八	七
四	三	五	四	八

福	樺	小	小	林
沢	澤	田	桐	林
樹	京	正		良
一	子	和	誠	治

○	○	○	○
二	二	二	二
一	一	一	一
五	五	五	五
一	一	一	〇
五	四	四	九

寺	岡	小	松
田	村	笠	浦
明	詠	原	大
義	一	惠	樹

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭